

4 監査の主な実施内容

平成 30 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

5 監査の結果及び意見

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

構造的な歳出超過の解消に向け、「高岡市財政健全化緊急プログラム」に基づき、投資的経費の抑制、公債費の平準化、施設管理コストの縮減、事務事業の見直しなど財政構造の体質改善に取り組まれているところであるが、引き続き財政運営の健全化に努められたい。

(財政課)